

令和6年

議会運営委員会記録

令和6年3月1日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年3月1日（金曜日）
午後 1時15分 開会 午後 2時04分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	安 保 友 博 議員	副 委 員 長	鳥 飼 雅 司 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	委 員	鎌 田 泰 春 議員
議 長	富 澤 啓 二 議員	副 議 長	小 嶋 智 子 議員
委員外議員	萩 原 圭 一 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議事課副主幹	川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件

意見書案の調整について
議会報告会について
決議案について

午後 1時15分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と2名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

本日の案件は、意見書案の調整について、議会報告会について、決議案についてです。

本日の資料は、お手元に配付してあるとおりです。

日本共産党から提出されている金権腐敗政治を一掃することを求める意見書案について、日本共産党、鳥飼雅司委員から説明願います。

○鳥飼雅司委員 それでは、金権腐敗政治を一掃することを求める意見書案ということで、今回提出させていただきました。今、国会の中でも相当議論されていて、政治倫理審査会も開かれるということで、岸田首相を先頭に5名の方が出席して行うということが出されているんですが、改めてこの案文を読んで説明させていただきたいと思います。

政治資金パーティーの名で、脱法的に企業・団体献金を長期にわたって集めながら政治資金報告書を偽造し、裏金をつくっていたことが次々と発覚しています。物価高騰の中、暮らしを守るために必死の努力を国民がしている中、裏金づくりをしていたことに国民の怒りは頂点に達しています。

金権腐敗政治の根を断つためには、企業・団体による政治資金パーティー券購入を含め、企業・団体献金の全面禁止が必要です。誰がこのシステムをつくり活用したのか、裏金は何に使われたのか、全容解明なくして国民の政治と金に関わる不信を解消する改革はできません。関わった政治家全員の証人喚問こそ求められています。

よって、政府におかれましては、以下の対策を講ずるよう強く求めます。

- 1、政治資金パーティー券購入を含めて、企業・団体献金を全面的に禁止すること。
- 2、裏金づくりに関与した政治家全員の証人喚問を行うこと。
- 3、裏金の使途を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○安保友博委員長 説明は終わりました。

それでは、各会派からの意見をお願いします。

緑風会、吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、今、これは国会で審議しているところなので、その状況を見てから考えさせていただければと思います。

○安保友博委員長 続きまして、公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今現在、政治倫理審査会も開かれていますので、その状況を見て判断させていただければと思います。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 確かに今回の問題というのは大きな問題で、政治に対する信頼を揺るがしたということで大変な問題です。国会でやっている最中であるということであり、かつ国会の話が入っているので、今回は見送らせていただきたいと思います。

○安保友博委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も皆さんと同じように、現在進行中で審議している最中だと思いますので、現状を見守っていきたいと思っています。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 私どもの会派としては、今、和光市議会はこの状況ですので、内容に踏み込む前に継続審査にしたいと思っていたんですけども、今、ほかの会派の皆さんが、現状進行中で見送りたいという御意見がありましたので、そこに賛同したいと思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーの皆様から御意見がありましたらお願いいたします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私も今さっき午後の国会を聞いていて、かなりきつく質問されているので、それに任せたいと思いますけれども、先ほどの文面の中に金権政治、自民党という言葉は入っていなかったですか。そうしないと、みんな政治家は悪くしていると思われるので、それはもう出さないからいいでしょうけれども、それはやっぱり入れておくべき。今、追及されているのは自民党ということで。

○安保友博委員長 それでは、今、意見が出ましたが、金権腐敗政治を一掃することを求める意見書案は、まとまらないということで、副議長提案とならないということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、それでは、次に進みます。

日本共産党から提出されているコミュニティバスを存続させ、地域公共交通の充実を図り、利用者の交通権を保障することを求める意見書案について、日本共産党、鳥飼雅司委員から説明願います。

○鳥飼雅司委員 2つ目の意見書案なんですけれども、昨年12月18日に和光市の市内循環バスを委託して運営していただいている東武バスウエストのほうから撤退の表明があって、ほかの自治体も東武バスであったり国際興業バスだったりというところで、コミュニティバスの存続が本当に厳しいような状況、また、4月からの法改正によって運転手の働き方改革というか、その場面で人員確保が非常に厳しくなってくるという問題が今、取り沙汰されています。そう

いった中で、今回この意見書案を上げさせていただきました。

案文を朗読して説明とさせていただきます。

コミュニティバスを存続させ、地域公共交通の充実を図り、利用者の交通権を保障することを求める意見書。

超高齢化社会が進み、免許返納後の生活を不安視する声が市民から上がっています。路線バスやコミュニティバス、デマンド交通など地域公共交通の拡充は、市民の移動の自由を保証するためには必須です。

2022年までに埼玉県内では27市町村が地域公共交通計画を策定し、国の特別交付税や補助金を受けながらサービスの充実を図ってきました。しかし、補助金は策定自治体が増加するとともに交付金額が減少し、条件付で交付されるため、利用できない団体が増えています。また、運転業務に携わる労働者の労働環境は、低賃金と過重労働のため、運転手の需要に供給が追いつかない状況が長く続いてきました。憲法の趣旨を鑑み、利用者である市民の移動権を保証し、公共交通に携わる人々の雇用改善に取り組むよう促すことは、地方自治体の責務であると考えます。

よって、政府におかれましては、以下の対策を講ずるよう強く求めます。

- 1、地域公共交通維持確保改善事業、国の予算を拡充すること。
- 2、バス、タクシーの運転業務に従事する人々の賃上げが実施されるよう援助すること。
- 3、東武バスウエストや国際興業バスなど、コミュニティバス事業からの撤退を表明している企業に計画の見直しを求めること。
- 4、利用者の利用上の安全に懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 5、交通施策基本法は、国及び自治体の責務として財政の確立や労働環境の改善を明記し、移動権を保証するよう改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上、説明とさせていただきます。

○安保友博委員長 説明は終わりました。

それでは、各会派の意見をお願いします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会としては、今、和光市議会はこのような状況にあって、このことについても今、会派で話し合いをしていたんですけども、今年1月4日から新しい交通環境ができて、その後のことも、今は状況を見て考えなければいけないのかなというふうに思っているのですが、また、この東武バスウエストや国際興業バス、コミュニティバスの事業の撤退を表明しているところの見直しを求めることというのがあるんですけども、確かにこういうことを要望していかなければいけないのかなと思うんですが、国に要望する前に、まずは和光市でどうするのかというところをしっかりと表明というか、してもらってからこれを考えればというふうに思っています。

○安保友博委員長 公明党、伊藤委員。

○伊藤妙子委員 公明党としまして、1月4日から市内循環バスが新たな形でスタートしたところで、その様子も見たいということと、あと、この文言の中の4番のところについて1点確認したいんですけども、利用者の利用上の安全に懸念のあるライドシェア、これはライドシェアがもう懸念があるものというふうに言われているのか、それとも、ライドシェアでも利用上の安全に懸念のあるものは導入しないということなのか、ライドシェアをもう否定されているのかということを確認したいと思います。

この辺もあるので、まだ会派のほうでも少し検討したいなと思っております。

○安保友博委員長 答弁を求めます。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 今、実際ライドシェアということも国会の中で議論されている最中だと思うんです。それを本格的に進めていくか、進めていかないかというのは、まだ現実的には決まっていなくて、そういうところは、いまだに安全だったり、どういう法整備がされていくのかというのがまだ分からない段階で進めていくとかということは書けないので、だから、今回の中では、導入というのが、懸念が払拭されたらそういうことも検討されるんでしょうけれども、現時点では、導入をしないことということはいれさせてもらいました。

○安保友博委員長 新しい風・希望、菅原委員。

○菅原満委員 うちのほうは、やはり1月4日から新たな循環バスの運行がスタートしたということ、その状況を見るということが一つ。

それから、バスの今回の経緯というのは、援助をすること、賃上げ等の援助ということですけども、基本的には運転手不足ということが原因となっているので、そういったことも含めて検討していかなければいけないし、和光市としての状況をきちんと把握していかなければいけないということがあるのと、あと、もう1点、コミュニティバスからの撤退を表明している企業に計画の見直しというのは、経営の見直しをしると市で言うてくれということなのか、これは意見書で国に出すということなので、全国的なことなのか、その辺がちょっとつかめないですねという話も出ておりましたので、今回はもうちょっと検討を深めていく必要があるということと、あと、前文の保障と5番の保証と字が違うんですけども、これはどっちなんでしょう。

どっちもそれぞれ意味があるのか、それだけ確認をさせていただきますでしょうか。上から3行目の保障と、5番目の保証の保証がそれぞれ意味があつてこういうふう書き換えているのかどうか、それだけ確認をさせていただきますでしょうか。

○安保友博委員長 今、意見、質問がありました。

答弁願います。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 共産党のほうの国会議員が調査したところ、大型二種という部分では、免許

を更新する方であったり、受ける方というのが非常に増えてきています。その中で、増えてきているのにもかかわらずなかなかその職に就かないということは、労働環境であったり賃金に問題があるのではないかとということもありまして、そこら辺で国としてやっぱり賃金を上げていく必要があるということで、あえてこのところに載せさせていただきました。

あと、もう一つの保障の問題ですか、保障のところは、文言の訂正で別に意味合いがあるというわけではなくて、意味合いがあつてこう分けたわけではなくて、文字をただ単に間違えてしまったということで、市民の移動の自由を保障するの保障は、下のほうの保証に統一していただければと思います。

○安保友博委員長 国民民主党・日本維新の会、鎌田委員。

○鎌田泰春委員 意見書案を拝見したところ、地域の方々の移動が保証されるということは、趣旨としては非常に賛同できるところかなと思っています。そういったことを我々はしっかりと審議していかなければいけないのか、全体としてはそういうふう考えています。

意見書として出す際に、例えば運転手の賃上げだったり、そういったものは大切なことではありますが、先ほどから皆さんからありますように、東武バスウエストに対して実際に計画を見直すように求めるというところを国に出すのが適切かどうか、そういったことも考えなければいけないのかなというふうに考えております。

また、我々の会派としてはそのように考えているんですが、岩澤議員からは、日本維新の会としてはライドシェアを推進するという立場でありますので、岩澤議員としては賛同しかねるというふうなお話がありましたことも付け加えさせていただきます。

○安保友博委員長 答弁を求めます。

鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 1点、先ほど菅原委員からの質問にもあったんですけども、企業に対して国のほうが計画を云々するのはどうなんだという話なんですけれども、やっぱり国のほうでも経済の団体連合みたいな、そういうところとやっぱり密接につながっているの、じゃ、今、どういう状況でそういうふうに計画ができないのかとか、実際にコミュニティバスを撤退しなければいけないんだというところは、やっぱり十分に議論をしていただきたいということもありますので、一概にすぐその計画を見直せということではなくて、そういった交渉も含めて、何とかコミュニティバスが存続できないかという趣旨で書いたの、そこら辺がうまく伝わっていないのであれば、文言を訂正して分かりやすく書き換えたいなとは思ってますけれども、そういうふうに御理解いただければありがたいと思います。

○鳥飼雅司副委員長 議事を委員長と交代します。

やさしい未来へ歩む会、安保委員。

○安保友博委員 私どもとしましては、先ほどの意見書案と同様、今の和光市議会の現状に鑑みて、今、これをすぐに判断するというのではなく継続審査にしたいと思っておりましてけれども、ほかの会派の皆様からももう少し検討してほしいというような趣旨の発言が多くありま

したので、私どもとしましても、もう一度内容の精査をしていただきたいというふうに思います。

○安保友博委員長 議事を副委員長と交代します。

では、続いて、オブザーバーから御意見がありましたらよろしくをお願いします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今、市の都市整備部の公共交通政策室、本当に一生懸命、2年ぐらいかけてやって、やっと1月に動き出しています。コースを増やしてね。それで運転手不足に対しては、東武バス以外にも市内の観光バスの運転手をコース別に使って行って。私も今回の質問に入っていますけれども、かなり気合を入れて今、やっている最中なんで、それをもうしばらく見て、彼らがどうやってやるのかと。

気持ちは分かります。国の力を借りて何とかやっていきたいというのは分かりますけれども、市も担当者が一生懸命やっています。それをリードしている福島大学の教授は、この前、クローズアップ現代に選ばれて、そこで交通問題を20分語っていましたが、そういう方をマネジャーというキャリアーとして今、やっている最中なので、それをいきなりこちらから国のほうへ持って行って、もうしばらく待って、もう1点、ライドシェアの件、これも私は前回の議会で担当者によく勉強してくださいと要望を出していますけれども、国としてはライドシェアに対して、タクシー会社とつなげて、そこで講習を受けたらできるような体制で、私としては面白くないんですけれども、そういう動きで今、動いているから、もうちょっと静観するので、気持ちとしては賛同できるんですけれども、出すまでにはしばらく待ったほうがいいと思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 あと、もう1点、和光市議会の皆さんに考えていただきたいのは、和光市は不交付団体で国からの交付金は入ってこない状況で、そういった中で財源を見つけて運営をしていく厳しさというのも正直あると思うんです。

他市だったら交付金をうまく活用して運営していくというのができるような状況があるにしても、和光市は、もうずっと不交付団体できて、財源をどこから生み出してそこに充てていくかというのが非常に厳しい中で、やはり国に対してある程度、公共交通の部分の財源というのは、交付団体関係なく、やっぱり一程度の補助というのは必要なんじゃないかなという意味合いも込めて、和光市で確かにできれば進めていくことは必要なんですけれども、今の現状では、本当に厳しい状況が続いているので、そこら辺も前向きにぜひ考えていただければということも頭の隅のほうに入れておいていただければありがたいと思います。

○安保友博委員長 ほかに意見がありませんのでまとめたいと思いますが、コミュニティバスを存続させ、地域公共交通の充実を図り、利用者の交通権を保障することを求める意見書案は、まとまらないということで副議長提案とはならないということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

意見書案の調整については以上です。

次に進みます。

議会報告会についてです。

2月20日の議会運営委員会において、5月25日、土曜日に開催されるわこらぼまつりの日に実施することを決定したところです。確認しましたところ、わこらぼまつりの開催時間は午前11時から午後3時の予定とのことです。また、当日は、わこらぼまつりの関係で議事堂1階は使用することができません。次回以降の議会運営委員会において、議会報告会の開催時間や実施内容の詳細について協議をしたいと思いますので、会派に持ち帰り検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

議会報告会については以上です。

次に進みます。

決議案についてです。

2月22日付で会議規則第14条の規定により、鎌田泰春議員ほか4名から赤松祐造議員に対し、市民への説明責任を果たすよう求める決議案が議長に提出されました。

決議案については、お手元に配付してありますとおりです。

お諮りします。この決議案を決議案第2号として今後日程に追加し、議題とすることについて異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」という声あり〕

菅原委員。

○菅原満委員 これは赤松祐造議員に対しとあるので、ここで赤松祐造議員から弁明をしてもらうということを提案いたします。

○安保友博委員長 確認しますけれども、弁明は既に議会運営委員会のほうで正式に行われております。

吉田委員。

○吉田武司委員 今回の菅原委員の意見なんですけれども、この議会運営委員会で2回にわたって赤松祐造議員に対して弁明の機会がありました。そこでしっかりとした弁明がなかったため、この決議に至ったと思っております。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私があそこで政治的判断だと言って、私は、皆さんがそれをあうんの呼吸で理解していただけたらと思っていたんですけれども、理解されなかったということで、お時間をいただければ、私はちゃんと皆さんに分かるように説明はいたします。それは議会の上でもいいし、場をいただければ。時間とね。提出者の鎌田泰春議員にも分かるように、私は、

5分ぐらいいただければ説明いたします。時間をいただけるでしょうか。

○安保友博委員長 整理しますけれども、議会運営委員会では、先ほど吉田委員からもありましたけれども、2回にわたって弁明の機会があったと認識をしております。その上でこの決議が出たので、この決議に対してどうするのかということをお考えいただければよろしいかと議会運営委員会の委員長としては判断しますけれども、いかがでしょうか。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 私は、皆さん、それで理解できると思って、後でこの決議が出ているわけですから、やはりそれに対して、決議は出てもよろしいですけれども、やっぱりそこで弁解といたらおかしいですけれども、その内容の説明をいたしますので、それは時間をいただきたいと思います。皆さんが分かるように説明をしたいと思います。そのときは、もう時間も忙しいし、こういうことで皆さんを煩わせてはいけないから、私は、簡単な言葉で集約したわけですから、皆さん、それを理解できなかったわけだから、私の言葉が足りなかったということで、それは申し訳ないと思っています。出している方は、どうなんでしょうか。

○安保友博委員長 小嶋副議長。

○小嶋智子副議長 2回の弁明の機会があったうちの2回目に私以外の議員の方からも、その弁明を聞いた後に意見が付されております。私は、一言一句きちんと覚えてはおりませんが、不足している部分が非常に大きくて問題であるということを申し上げておりましたが、その場で赤松議員のほうから詳しいお話というのは伺えなかったという状況があったということだけは申し上げておきたいと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 決議の中の最後のほうに、議会における投票行動についてとあるんですけども、投票行動なんでしょうか。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 我々がお話しさせていただいたときには、和光市副市長定数条例の提出者でありながら、採決の際に討論等なく、賛成の立場ではなく否決の立場をとられたというところで、そういった形で投票行動というふうに表記させていただきました。御理解いただければと思います。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 理解できないので、あと、我々が求めたと、これ赤松議員にさきの提案をしたときには、複数で提案してくださいというようにいかれたという、我々という理解でよろしいんではないでしょうか。

それから、投票行動というのが議会の仕組みの中でなじむのかどうかというのは、今の説明では理解できなかったということだけ申し上げておきます。

○安保友博委員長 菅原委員に申し上げますけれども、今は、決議案として日程に追加し、議題とすることについての話です。今、内容に踏み込んでおりますので、要は、当日、質疑でや

っていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 質疑でやらせていただきます。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 この文面を読むと、状況はいろいろ書いてありますよね。それで、最後に書いてあるのが趣旨じゃないですか。赤松議員には自らの行為について、その動機や経緯等を含め議会において適切に説明することにより、市民への説明責任を果たすよう強く求めるものであると。私がこれから市民への説明責任を果たさせてくれということじゃないの、この文面は。私は、時間があれば議会で、時を与えれば私は説明しますよ。それを決議する。皆さんから私が政治的判断だということが分からなくて皆さんに迷惑をかけたので、もっと詳しく内容をしゃべってくれというのがこの文面じゃないですか。違いますか、文意は。

○安保友博委員長 松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 赤松議員に対する決議なので、赤松議員は本会議場で除斥になるのではないかなと思いますので、その場で質疑のやり取りというのは、赤松議員を外した形なので難しいかなというふうに思います。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 ちょっと事務局にお聞きしますけれども、この文面からいくと、法的に、赤松議員には自らの行動、行為について、その動機や経緯、また議会において適切に説明することによりとあるのね。これからでしょう。市民への説明責任を果たすよう強く求めるものである、強く求められて、強くなくても、私は皆さんに迷惑をかけたわけだから説明はいたしますから、説明する機会を与えていただければ、私はちゃんと説明します。用意していますから。説明なしで決議というは、何を決議するんでしょうか。この文はそういう文ですから、この解釈としては三行が主文でありますから。

○安保友博委員長 当日、赤松議員は除斥となりますので、赤松議員は質疑を行うことができないことを確認します。

お諮りします。この決議案を決議案第2号として今後日程に追加し、議題とすることについて再度お諮りしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

菅原委員。

○菅原満委員 今、明らかになったように、当事者からの弁明の機会がなくて当事者に対しての決議というのは、果たしていかなものかなと思いますので、上程されるのであれば、決を採っていただければと思います。

○安保友博委員長 もう一度確認しますけれども、弁明の機会、2回あったんですけども、それについてどのようにお考えでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 決議に対してはできないということであります。

○安保友博委員長 そうすると、議員個人に対する決議が今後も出された場合には、異議を申されるといふ話でよろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 いや、そういう意味で言っているのではなくて、きちんと弁明を聞くということで、過去2回聞いたけれども詳しくは聞いていないわけですから、やはり詳しく聞く機会というものはあつてしかるべきであるというふうに私は思います。

○安保友博委員長 鳥飼委員。

○鳥飼雅司委員 その部分で本当に残念ながら、詳しく聞く場というのが2回あったんですけども、その場で政治責任だったという答弁だったのでこの決議に至っているのだから、説明をする場がなかったと、再度あげるとかという話ではないです。2回あったのにもかかわらず、そういうことが詳しく説明されなかったということがあるので今回の決議で、処分を求めるとかではなくて、今回のこの動機だったり経緯であったり、議会を含めて適切に説明をしてくれということなので、この決議に対しては、私は賛同いたしました。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 そういうことで、いずれにしろ赤松祐造議員は市民に対して説明は尽くしていくという趣旨のお話がありましたので、議題とされるんでしたら議題としていただいて結構です。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 この文を読んでもたら、この文と違うことを議論しているんですよ。いいですか。もう一度。

このタイトルは、赤松祐造議員に対し、市民への説明責任を果たすよう求める決議だから、私は、市民に対して、議員には2回しか説明していなかったから、私は、議員の方にも説明しますし、市民への責任、説明をやりますよと言っているわけです。そのやる場が、私が個人的にするのか、議会の場であるのか、議会の場であれば市民に一番届くわけだから、そういう場を与えてくださいと言っているわけですよ。それをクローズするというのならば、これはもうおかしいですよ。

○安保友博委員長 赤松議員に申し上げます。議会運営委員会で2回弁明の機会がありまして、今、ここで議論しているのは何かというと、この決議案を議題として審議をするということについての是非であつて、その中身について赤松議員がどのようにお考えになるかということについて議論するものではありません。

ですので、これを議題とすることについて異議がないかという点で、先ほど菅原委員からは異議がないという話をいただきましたので、全員でまとまったということで理解してよろしいでしょうか。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 決議の意味が分かりません、私は。何を決議して、この前の文面の頭のことを決議するのであれば、説明責任は果たしなさいということを決議しているわけ。

○安保友博委員長 もう議論は終わりましたので、決を採るまでもなく、今、異議がなくまとまったということ。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 まだしゃべっている、聞いているじゃないですか。それは委員長のほうで、何か私を決議して、それでどうなるわけですか。決議はしなさいということでしょう。市民に責任を果たすように強く求めるものが決議でしょう。

○安保友博委員長 赤松議員に申し上げます。先ほどから申し上げますけれども、議会運営委員会で議論することは、この中身の話ではなくて決議を議題とすること、これについての是非です。あくまでもそのように御承知おきください。

休憩します。(午後 1時55分 休憩)

再開します。(午後 1時57分 再開)

松戸議会事務局長。

○松戸議会事務局長 先ほど除斥の関係を説明しましたが、ただし書がありまして、議会の同意があったときは会議に出席し、発言できるということになっておりますので、進行については今後検討しますが、そういった規定がありますので、よろしくお願ひします。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど菅原委員より投票行動という言葉の意味がよく分からないというような御指摘がありましたけれども、ここでの趣旨としては、賛否態度、賛否行動というふうに読み替えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○安保友博委員長 赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 質疑というか、説明はさせていただきたいと思います。その場合、私、除斥しているんだけれども、除斥したままでは質疑できないので、席に戻るのでしょうか。

○安保友博委員長 休憩します。(午後 1時58分 休憩)

再開します。(午後 1時59分 再開)

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 先ほど読み替えるというような表現でお伝えしてしまいましたけれども、投票行動という言葉賛否行動というふうに差替えさせていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 先ほどの説明と替えたということでありましてけれども、理解する、しない以前に、やはり正確に記しておいていただかないと疑義が生じかねないので、投票行動という、議会での投票というのは、投票でまた別に用語があるので、これからは十分正確さをもって提案をしていただければと思います。

○安保友博委員長 鎌田委員。

○鎌田泰春委員 御指摘いただきましてありがとうございます。しっかりと正確性をもって取り組むということは承らせてもらいます。

○安保友博委員長 休憩します。（午後 2時00分 休憩）

再開します。（午後 2時03分 再開）

お諮りします。改めて、この決議案を決議案第2号として今後日程に追加し、議題とすることについて異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、今後日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

決議案第2号については、本会議において提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については通告をとらずに行い、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

決議案については以上です。

次回の議会運営委員会の日程を確認します。

3月13日、水曜日、本会議終了後、議員提出議案の確認、以上、よろしく願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 2時04分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博